

土地所有者のみなさまへ

あなたの土地が狙われています!

～産業廃棄物の不法投棄に注意～

不法投棄の責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく土地所有者に及ぶこともあります。トラブルに巻きこまれないよう、自分の土地は自分の手で守りましょう。

～不法投棄の事例～

- ・土地を資材置場として貸したところ、「一時保管」との説明で次々に大量の産業廃棄物が搬入され、そのまま業者とは連絡がとれなくなってしまった。
- ・「無料で土地を造成する」とのうまい話に安易に同意したところ、夜中に複数のダンプが来て産業廃棄物を埋められてしまった。

うまい話に注意!



～自分でできる予防策～

- ・自分の土地には、柵の設置や施錠などの侵入防止対策をとりましょう。
- ・不審な点があれば、契約を解除し、関係機関に相談しましょう。

自分の土地は自分で守ろう!

※不法投棄の行為者がわからない場合や、行為者に資力がない場合は、土地所有者のあなたが廃棄物を撤去しなければならなくなることがあります。

不法投棄を見かけたらすぐに通報!

廃棄物処理法（第5条第2項）に「土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。」と定められています。不法投棄を見かけたら、すぐに産業廃棄物不法投棄通報ダイヤルに連絡してください。

通報時のポイント

※電話・FAX時のメモにお使いください。

いつ（日時）

※○日前から、○時頃など

どこで（場所）

※所在地、地番、目印など

誰が（行為者）

※出入りしている人や車両の情報（人数、会社名、車の種類・台数、ナンバーなど）

何を・どのように（現場の状況）

※廃棄物の種類（木くず・コンクリートがらなど）、量（縦○m・横○m・高さ○m、ダンプ○台分など）

※内容（野焼き、不適正保管、埋立など）

通報者のお名前、御連絡先

※通報された方の情報が第三者に知られることはあります。通報は匿名でも受け付けています。

京都府産業廃棄物不法投棄通報ダイヤル(FAX兼)



0120-530993

※夜間、休日は留守番電話になっていますのでご了承願います。

電子メールの方はこちら：fuhotoki@pref.kyoto.lg.jp